

砂防関係事業の工事区域を対象として、砂防特有の厳しい現場環境を踏まえて議論する。なお、全般的な法律や制度、基準に関する事項は除くものとする。

## 検討の範囲

1. 砂防関係事業（砂防、地すべり対策、急傾斜地対策等）であること。  
災害時の緊急対応から事前防災までのすべての工事を対象とする。
2. 遠隔・自動施工※に関する内容であること。  
※遠隔・自動施工に関する調査、測量、計画、設計、積算、維持管理を含む。

## 用語の定義

（「自動施工における安全ルール」令和7年3月、国土交通省大臣官房参事官（イノベーション）グループの抜粋、加筆）

**遠隔施工：**オペレータが建設機械に搭乗せずに、作業に必要な建設機械の動作を、主として遠隔操作により行うことができる建設機械（遠隔建設機械、遠隔施工機械）により行う施工。

**自動施工：**オペレータが建設機械に搭乗せずに、作業に必要な建設機械の動作を、主として、与えられたプログラムやアルゴリズムに従い、カメラやセンサで取得した周辺環境及びその他の情報を参照した上で、それらに対応するように動作する機能を備えた建設機械（自動建設機械、自動施工機械、自律建設機械、自律施工機械）を1台以上用いて行う施工。自律施工ともいう。